

姫路獨協大学学友会細則

(昭和62年10月15日制定)

改正 平成 4年10月15日

平成 9年11月20日

平成11年 5月20日

平成26年 2月12日

平成26年 6月28日

平成27年 6月18日

平成28年 6月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、姫路獨協大学学友会（以下「本会」という。）会則第8条の規定に基づき、本会の組織及び運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

(学友会本部)

第2条 本会の円滑な運営を図るために学友会本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、正会員である次の役員で構成する。ただし、人員が不足する場合、兼任することができる。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 学友会委員長 | 1名 |
| (2) 学友会副委員長 | 1名 |
| (3) 学友会書記長 | 1名 |
| (4) 学友会会計長 | 1名 |
| (5) 学友会渉外長 | 1名 |
| (6) 学友会総務長 | 1名 |
| (7) 学友会企画広報長 | 1名 |
| (8) 学友会施設管理長 | 1名 |

3 前項第1号の学友会委員長は、会長が委嘱する。

第3条 前条に規定する役員のほか、特別会員のうちから、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 特別会員代表 | 若干名 |
| (2) 監事 | 1名 |

2 前項の役員は、会長が委嘱する。

(課外活動団体)

第4条 課外活動団体（以下「団体」という。）は、本会に承認された団体とする。

2 各団体には、正会員の責任者を置くものとする。

3 前項の責任者は、各団体の主将又はこれに代わる者をもって充てる。

(文化会及び体育会)

第5条 文化会及び体育会に所属する団体の円滑な運営を図るために文化会に文化会本部、体育会に体育会本部を置く。

2 文化会委員長、文化会副委員長、体育会委員長及び体育会副委員長は、学友会委員長が委嘱する。

(役員会)

第6条 運営委員会の審議事項についての準備及び整理を行うために役員会を置く。

2 役員会は、学友会委員長、学友会副委員長、学友会書記長、学友会会計長、学友会渉外長、学友会総務長、学友会企画広報長、学友会施設管理長及び特別会員代表をもって構成する。

(運営委員会)

第7条 本会に、予算、決算、事業計画、団体の承認及びその他の必要事項を審議するために、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 学友会委員長、学友会副委員長、学友会書記長、学友会会計長、学友会渉外長、学友会総務長、学友会企画広報長、学友会施設管理長及び特別会員代表

(2) 文化会及び体育会の委員長、副委員長

(3) 正会員のうち12名

(4) 文化会及び体育会に所属している団体の部長のうち6名

3 委員会は、学友会委員長が招集して、議長となる。

4 学友会委員長に事故があるときは、学友会副委員長がその職務を代行する。

5 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

6 止むを得ない事情で出席できない場合は、指定の委任状を議長に提出して欠席することができる。ただし、委任先は委員会に出席する教職員を除く同条第2項の委員とし、特に記載のない場合は議長とする。

7 委任状を提出した者は出席と見做す。

8 委員会の議決は、出席者の過半数によるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員会において審議及び決定された事項は、その都度、会長に報告するものとする。

(参考人)

第8条 学友会委員長は、必要と認めた者を参考人として役員会、委員会のそれぞれに出席させることができる。なお、参考人は議決権をもたない。

(学友会総合会議)

第9条 本会に、予算、決算、事業計画、団体の承認及びその他の委員会での決議事項の報告、学友会委員長、監査団団長、第7条第2項第3号の委員の選出、正会員からの意見を広く反映する場として、学友会総合会議（以下「総会」という。）を置く。

- 2 総会は、正会員全員が参加する権利を有する。なお、不参加の場合は、委任状をもって参加に代えることができる。
- 3 総会は、学友会委員長が招集し、その議長となる。
- 4 学友会委員長に事故があるときは、学友会副委員長がその職務を代行する。
- 5 総会は、原則として、年2回とする。

(幹事)

第10条 本会に幹事を置く。

- 2 幹事は、大学職員のうちから、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務を処理する。

(監査団)

第11条 本会に、次の各号に掲げる事項を行うため監査団を置く。

- (1) 本会予算の公正な執行に関すること
- (2) 本会会則第7条第4項に規定する監査
- (3) 本会及び文化会本部、体育会本部の物品監査及び会計監査
- (4) 文化会及び体育会に所属している団体の物品監査及び会計監査
- (5) 学友会委員長及び文化会委員長、体育会委員長の選出管理

2 監査団は、正会員である団員をもって構成する。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 1名
- (3) 団長が必要と認めた者 若干名

3 監査団団長は、会長が委嘱する。

4 第3条第1項第2号の監事を監査団の顧問とする。

(選出及び任命)

第12条 学友会委員長及び監査団団長は、総会に参加した正会員の投票によって選出される。ただし、候補者が各1名の場合は、総会に参加した正会員の過半数の信任を得なければならない。

第13条 第2条第2項の学友会委員長を除くその他の役員は、学友会委員長が任命する。

第14条 第7条第2項第3号の委員は、総会に参加した正会員の投票によって選出される。当該委員は原則として人間社会学群各学類及び各学部（以下、この項において「学部等」という。）より最低1名選出する。ただし、立候補がない学部等はその限りではない。

2 第7条第2項第4号の委員は、各団体の部長の投票によって選出される。

第15条 第11条第2項第2号及び第3号の団員は、監査団団長が任命する。

(任期)

第16条 第2条第2項の各号に掲げる役員、第3条第1項の役員、第7条第2項の各号に掲げる委員及び第11条第2項の団員の任期は、毎年12月1日から翌年11月末日までの1年間とする。

- 2 任期途中において欠員が生じた場合に新しく選出された役員、委員及び団員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員、委員及び団員は再任を妨げない。
- 4 この規定は、任期中のリコールを妨げるものではない。なお、リコールの方法については別に定める。

(志湧祭実行委員会)

第17条 本会に志湧祭実行委員会を置く。

- 2 志湧祭実行委員会委員長は、学友会委員長が委嘱する。

(応援団)

第18条 本会に応援団を置く。

- 2 応援団団長は、学友会委員長が委嘱する。

(改正)

第19条 学友会細則は委員会の出席者の3分の2以上の賛成をもって発議し、総会の参加者の3分の2以上の賛成をもって改正することができる。

附 則

- 1 この細則は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この細則第7条第2項第2号及び第3号に定める委員の員数は、同号の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和64年度までは次のとおりとする。

年度	62年度	63年度	64年度
委員			
責任者	4人	8人	12人
部等の長	2人	4人	6人

- 3 この細則によって選出された最初の役員及び委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

附 則 (平成4年 細則第2号)

この細則は、平成4年12月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項第1号、第7条第2項第3号及び第11条第2項第1号に定める委員の選出に関する規定は、平成4年11月1日から適用する。

附 則 (平成9年 細則第2号)

この細則は、平成9年11月20日から施行する。

附 則 (平成11年 細則第1号)

この細則は、平成11年5月20日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年2月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月30日から施行する。